

令和8年度おいらせ町農業委員会基本方針

1 基本方針

おいらせ町農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき町に設置された行政委員会として、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、農業経営基盤強化促進法、農地中間管理事業の推進に関する法律、独立行政法人農業者年金基金法、その他関係法令等に基づく事務を適正に遂行し、本町農業の振興のため、町、関係機関、関係団体との連携のもと、地域の農地を守り活かす取り組みを推進する。

2 事業計画

(1) 会議の開催

定例総会 毎月1回

(2) 会議・研修会等の開催・参加

- ①上十三地区農業委員会大会及び研修会への参加
- ②青森県農業委員会大会への参加
- ③関係機関・関係団体が開催する研修会・講演会等への参加
- ④農業委員・農地利用最適化推進委員の研修会の実施

(3) 許可・意見決定等法令事務の適正な執行

農業委員会の権限に属する事務について、法令や通知等に則り、適正かつ公正、公平な執行に努める。

①農地法許可申請書等の処理

- ア. 農地法第3条による権利移動の許可
- イ. 農地法第4条による転用、農地法第5条による転用のための権利移動に係る意見決定

②現地確認

- ア. 農地法第3条・第4条・第5条に伴う現地調査
- イ. 無断転用、地目変更登記に係る法務局照会の現地調査、転用後の確認等
- ウ. 非農地判断検討調査

③農地の賃借料情報の提供

農地の賃貸借契約を締結する際の目安になるよう、農業委員会の定例総会を通して締結(公告)された賃借料水準を集計し、広く提供する。

④農地中間管理機構の特例事業による売買促進事業

農用地利用等促進計画(案)作成 ※町長部局からの事務委任

(4) 農地台帳の整備

適正な農地管理及び情報活用を図るため、台帳整備に努める。

(5) 農地等の利用最適化の推進

「おいらせ町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針」に基づき、担い手への農地利用の集積、遊休農地の発生防止・解消、及び新規参入の促進に努める。(地域計画(目標地区)の実現に向け、関係機関との連携を強め、集積の加速を目指す。)

(6) 関係行政機関等に対する意見の提出

農業委員会法に規定された所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき必要に応じて、農地等利用等に関する改善意見を提出する。

(7) 農業者年金に関する業務

農業者の老後生活の安定のため、制度の普及・定着と加入推進に取り組む。

①農業者年金制度の周知活動

②おいらせ町農業者年金推進連絡協議会総会の開催

③農業者年金の加入推進活動、相談業務

(8) 情報提供・相談活動

①農地の適正利用が図られるよう、耕作、貸借、転用等に関する相談に対し、適切に対応する。

②農業者等からの相談・意見を収集し、地域農政課題の把握に努める。

③周辺市町村の現状を勘案し、農作業労働の適正な標準労賃を策定する。

④農業委員会だよりを発行し、農業者等に対し、農業労働賃金標準額及び賃借料等の情報を提供する。

⑤農業経営等に役立つ情報収集手段としての全国農業新聞の購読・普及拡大を図る。